

IR (Institutional Research) 推進室運営規程

- 第 1 条 関西医療大学（以下「本学」という。）に、学長直轄の部署として教育の質保証のため、IR (Institutional Research) 推進室（以下「IR 推進室」という。）を置く。
- 第 2 条 IR 推進室は、学長の指示のもと、本学における教育の質向上に資する学内外の調査結果等の収集とデータ分析を行い、本学の学部・学科・研究科及び各種会議・委員会等における協議または検討に有益となる情報等を提供する。
- 第 3 条 学長は、IR 推進室の運営上の責任者として、IR 推進室長を指名する。
- 第 4 条 IR 推進室は、学長が指名する教員及び職員をもって構成する。
- 第 5 条 IR 推進室の中に、IR 推進室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、IR 推進室の活動方針及び IR 推進室の活動に必要となる各種データや調査結果等の収集に関する協議を行う。
 - 3 委員会の委員は、次の各号の教職員をもって構成する。
 - (1) IR 推進室長
 - (2) 学長が指名した教員及び職員
 - (3) その他、学長が必要と認めた者
 - 4 委員会に委員長を置き、IR 推進室長をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員を招集し、委員会の議長となる。
 - 6 学長または委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 第 6 条 本学の教職員は、IR 推進室が行う各種のデータ収集に協力するものとする。
- 第 7 条 IR 推進室が学生等の個人情報を取扱う場合は、関西医療学園個人情報の保護に関する規程を遵守し、情報の適正な管理と保護に努めなければならない。
- 第 8 条 この規程に定めるもののほか、IR 推進室の運営に関して必要な事項は、理事長と協議の上、学長が定める。
- 第 9 条 IR 推進室の事務は、大学教学部教務課が行う。
- 第 10 条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。